

平成 29 年度東京ライフ・ワーク・バランス認定企業募集要項

1 東京ライフ・ワーク・バランス認定制度の目的

従業員が生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取組を実施している中小企業を「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定して広く都民に公表することで、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）等、働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図るとともに、都内中小企業の雇用環境の整備を推進することを目的とするものです。

2 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」に認定されることのメリット

(1) 公表

- ① 認定企業は合計 13 社程度選定します。（平成 29 年 11 月公表予定）
- ② 選定された認定企業の取組について、先進的な取組内容を紹介する DVD や、企業の PR リーフレット等を東京都が作成いたします。
- ③ 平成 30 年 2 月に開催予定の「ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京 2018」にて企業のブース等を設置し、取組内容を広く公表します。
- ④ 選定された認定企業の取組を、ホームページに掲載するほか、その他東京都における各種広報により広く公表します。

(2) 認定状授与式

平成 30 年 2 月に開催予定の「ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京 2018」にて、認定状授与式を行います。

3 応募対象

都内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する従業員の数が 300 人以下の企業、社団法人、財団法人、NPO 法人等

4 応募について

- ・御社の取組の強みをアピールポイントとして記載して、応募していただきます。
- ・過去に認定された団体は、最後に認定された年度から 3 年間は応募することができません。

(1) アピールポイント

アピールポイントの記入に当たっては以下のような視点が考えられます。

一つに限らず、複数を記入してください。

アピールポイントは、取組や成果・効果を含めて具体的に記入してください。

① 長時間労働の削減に関する取組

年間総労働時間や所定外労働時間など、長時間労働の削減に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・管理・監督者に対する意識啓発
- ・会議の効率的運営
- ・労働時間管理に対する研修
- ・業務簡素化等、業務の見直し
- ・定時退社デー 等

② 休暇取得促進に関する取組

年休取得促進の仕組みづくりや独自の(特別)休暇制度の設定など、休暇取得促進に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・年休計画取得制度
- ・年休連続取得制度
- ・年休取得促進月間の設定
- ・年休低取得率者のフォロー

- ・ボランティア休暇
- ・アニバーサリー休暇
- ・休暇手当 等

③ 育児と仕事の両立の推進に関する取組

育児と仕事の両立について、法律以上の制度導入や充実に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・休業前から復職まで制度利用者をサポートするための仕組みの構築
- ・休業した社員の円滑な職場復帰に向けた教育訓練機会の提供
- ・代替要員の確保など、制度利用者の不在を職場でカバーする体制の整備
- ・管理職を対象にした社員の両立支援の重要性に関する研修の実施 等

④ 介護と仕事の両立推進に関する取組

介護と仕事の両立について、法律以上の制度導入や充実に向けて取り組む職場

〔取組例〕

- ・休業前から復職まで制度利用者をサポートするための仕組みの構築
- ・休業した社員の円滑な職場復帰に向けた教育訓練機会の提供
- ・代替要員の確保など、制度利用者の不在を職場でカバーする体制の整備
- ・管理職を対象にした社員の両立支援の重要性に関する研修の実施 等

⑤ 多様な勤務形態の導入に関する取組

育児や介護に関わらず、ライフステージに応じ、仕事と生活の両立に向けて多様な勤務形態が導入されている職場

〔取組例〕

- ・フレックスタイム
- ・在宅勤務（テレワーク）
- ・短時間正社員制度の導入
- ・勤務地や業務の限定
- ・業務時間のシェア → 1日の業務時間を2人制のローテーションで組む等

⑥ 職場における女性の活躍促進に関する取組

男女の役割分担意識にとらわれず、女性が活躍できる環境作りを積極的に行っている職場

〔取組例〕

- ・社内アンケートや意識調査の実施、推進組織設置等の社内体制整備
- ・女性の職域拡大に向けた採用・配置・昇進の見直し
- ・育児・介護休業制度等の拡充による女性の勤続年数伸長に向けた取組
- ・女性社員向けキャリアデザイン研修や管理職向け研修の実施 等

⑦ 従業員の「ライフ」の充実に関する取組

「ワーク」だけではなく、従業員の人生・生活（「ライフ」）を充実させるための環境作りを積極的に行っている職場

〔取組例〕

- ・従業員の健康づくりや語学の習得、趣味の活動等を支援する取組
- ・従業員のボランティア、PTA、自治会、町内会等の社会的活動への参加を支援する取組 等

(2) 応募要件

- ① 取組について、実施内容、導入手順及び運用方法等の公表が可能であること。
- ② 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定後、平成30年2月に実施予定の「ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京2018」への参加が可能であること。

- ③ 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(3) 応募方法等

① 応募書類の入手方法

次のいずれかの方法により入手してください。

(ア) 東京都産業労働局雇用就業部HP「TOKYOはたらくネット」よりダウンロード
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ikiiki/>

(イ) 電話にて応募書類を入手

産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当 電話：03(5320)4649

② 応募書類の作成

下記の用紙に必要事項を記入してください。(ア)～(イ)は必ずご提出ください。

(ア) 申請書 (様式1)

(イ) 労働関係法令等チェックリスト (申請書別紙1)、要件該当申告書(申請書別紙1の2)
ご用意できる場合には、下記のものをご提出ください。提出は任意です。

※ 従業員(又は労働組内等)の意見書 (申請書別紙2)。複数の従業員分ご提出いただいで結構です。

※ 取組内容が分かる社内資料(研修資料、社内アンケート等)があれば、可能な限り添付してください。

※ 次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画や女性活躍推進法における女性の活躍推進に向けた行動計画を策定されている場合には、可能であれば添付してください。

※ 過去に御社の取組みが、本事業以外で表彰を受けたことがある場合には、可能であれば、そのことが分かる書類を添付してください。

例：〇〇区の制度において、ワークライフバランスに関する優れた取組みとして表彰された。

※ 別添「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 応募書類記入例」を参考してください。

③ 応募書類の提出

応募書類に必要事項を記入し、代表者印を押して以下のあて先へ郵送してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

※ 応募書類は必ず代表者印を押した応募書類を上記へ郵送してください。また、併せて電子データでもご提出ください。

(メールアドレス：S0000444@section.metro.tokyo.jp)

④ 応募された書類等は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

⑤ 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他関係法令を順守します。

⑥ 応募された内容について、審査に先立ち東京都職員が電話、訪問等で確認をさせていただく場合がございます。

(4) 募集期間

平成 29 年 4 月 27 日(木)～7 月 7 日(金)【必着】

5 審査について

(1) 審査は、学識経験者及び有識者等で構成される「東京いきいき職場推進事業認定企業審査会」において厳正かつ公正に審査します。

(2) 認定基準

審査は、取組ごとに、以下の認定基準に基づき総合的に実施します。

- ① 経営層を含め、社内全体で推進している取組であること。
- ② 社内の課題が明確化されており、かつその解決に有効な取組であること。
- ③ 従業員の意見を反映できる仕組みがあること。
- ④ 取組が社内に周知されており、利用実績があること。

(3) 審査手順

以下の審査結果をもとに「東京都いきいき職場推進事業認定企業審査会」で総合的な審査を行い、都が認定企業を決定します。

① 書類審査（取組内容審査）

「東京都いきいき職場推進事業認定企業審査会」で書類審査を行います。

② 訪問審査（外部専門審査）

東京都が委託した外部専門機関が、上記①書類審査を通過した企業（以下、「通過企業」という）に訪問し、取組内容についてヒアリングによる審査を行います。

※審査の経緯や内容は非公開とします。お問合せいただいても一切お答えできませんのであらかじめご了承ください。

(4) 審査に必要な資料請求等

- ① 審査にあたって追加資料の提出、説明及び追加ヒアリング等をお願いする場合があります。
- ② 応募書類等の記載内容が事実と異なっている場合や他の権利等の侵害があると判明した場合は、発表後であっても認定を取り消し、又は留保することがあります。

(5) 審査の結果

認定企業を 13 社程度選出いたしますが、その中から大賞と知事特別賞をさらに選出いたします。

6 コンサルティングについて

5 (3)②訪問審査（外部専門審査）でヒアリングした内容をもとに、外部専門機関が通過企業を再訪問し、コンサルティングを行います。

※ コンサルティングの内容は、審査には一切影響ありません。

※ コンサルティングの報告は後日通過企業にお知らせします。

7 問い合わせ

東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用平等推進担当

住所：東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第 1 本庁舎 31 階

電話：03(5320)4649(直通) FAX:03(5388)1469 メール：S0000444@section.metro.tokyo.jp